

オプションパーツ 取扱説明書

設置 取扱 [保存版]

お客様へ このたびは、パトライト製品をお買い上げいただき、まことにありがとうございます。● 工事を伴う設置は必ず専門業者へ依頼してください。
● 使用前に本書をよくお読みのうえ、正しくお使いください。● 詳しい使用方法については、弊社ホームページ(www.patlite.co.jp)より総合取扱説明書(積層信号灯LR)をダウンロードしてご覧ください。● ご不明な点は、巻末に記載されている技術・修理相談窓口へお問い合わせください。

適合機種 積層信号灯 LR シリーズ, 積層情報表示灯 LA6-□□W□ ※ ※SZK-003W/Aのみ

<注> 1. 適合機種は2016年10月現在のものです。最新の適合機種は弊社ホームページにてご確認ください。
2. 使用にあたっては、適合機種の取扱説明書などを必ずご覧ください。

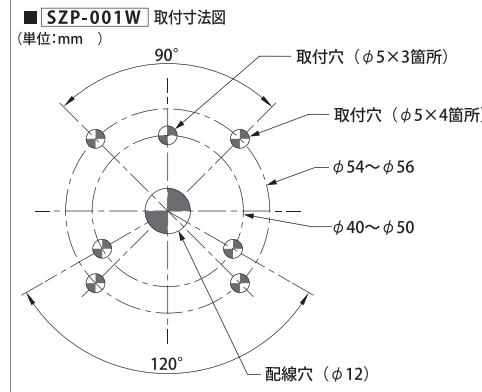
1 ラインアップ

円形ブラケット		Lアングル		可倒ブラケット		壁面取付ブラケット	
SZP-001W	SZP-002U	SZP-003W	SZL-001	SZQ-001W	SZK-001U		
付属品: 防水パッキン ボール防水リング バンドタッピンねじ (2個)	付属品: ボール防水リング バンドタッピンねじ (2個)	付属品: 防水パッキン ボール防水リング バンドタッピンねじ (2個)		付属品: ボール防水リング バンドタッピンねじ (2個)	付属品: 六角穴付き止めねじ (2個)		
壁面取付ブラケット		円形ブラケット		ポール Nタイプ		ポール Tタイプ	
SZK-002[W/A]	SZK-003[W/A]	SZK-004W	SZW-001W	POLE22- [0100/0300/0500/0800/1000] AN	POLE22- [0100/0300/0500/0800/1000] AT		
		M16×P1.5 ケーブルグラント接続 ※ケーブルグラントは付属していません		付属品: バンドタッピンねじ (2個)	付属品: 六角ナット (2個) 平座金 (2個) バンドタッピンねじ (2個)		

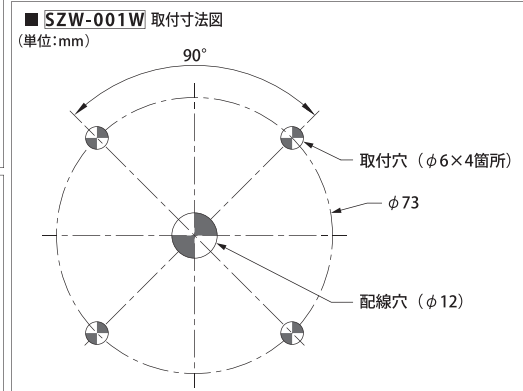
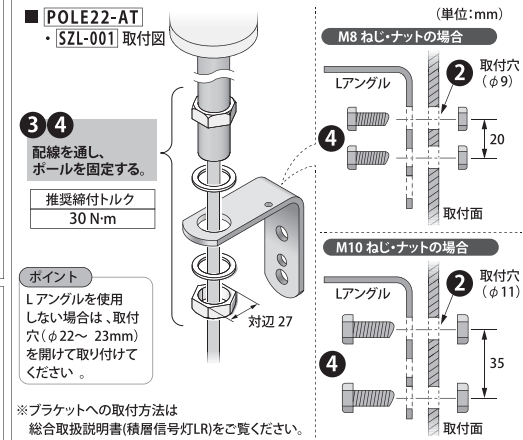
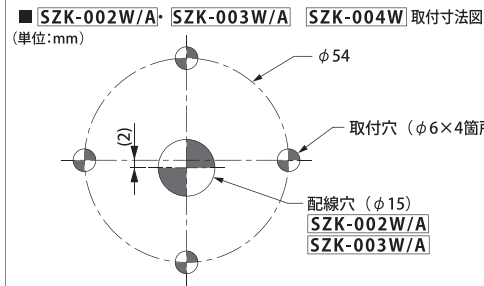
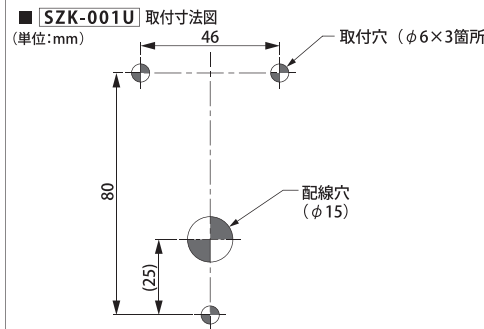
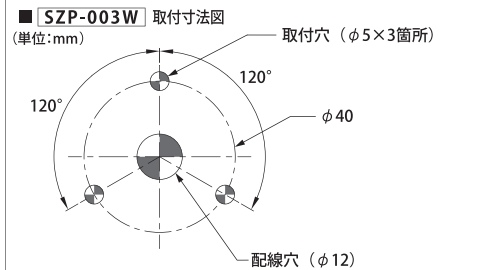
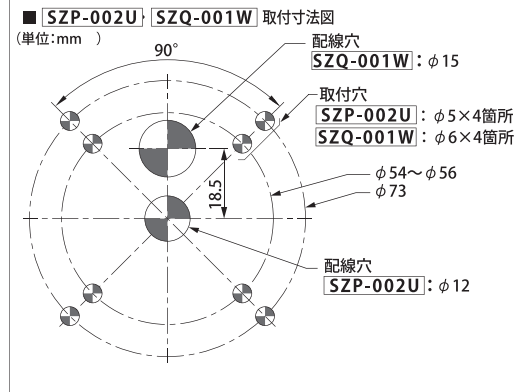
2 取付方法

注意 ● 取付場所は、次を満たすようにしてください。・振動が少ないこと・十分な強度があること・平らな場所であること
● 信号灯が必ず正立状態になるように取り付けてください。● やむを得ず凹凸のある場所に取り付ける場合で、かつ防水性能が必要な場合は、製品と取付面の隙間にシーリング処理を施してください。● 防水性が必要な場合、取付面に使用するねじもしくはナットの部分および配線穴にシール処理を施してください。

- 1 信号灯を製品に取付ける。
※総合取扱説明書積層信号灯LRをご覧ください。
- 2 製品の取付位置に取付穴・配線穴を開ける。
(型式を確認し、適合する取付図または取付寸法図にしたがってください)



- 3 配線穴に配線を通す。
- 4 ボルト・ナット・ねじなどで製品を固定する。
(市販のボルト・ナットを使用してください)
推奨締付トルク: [M4]0.6 N・m [M5]1.4 N・m [M8-M10]12.2 N・m



製品保証規定 (Ver.2.1 (2018.07.27))

この保証規定は、お客様がお買い上げいただいた製品に関して、株式会社パトライト(以下「弊社」といいます)が保証する内容について明記しています。

第1条(目的)
1. 本規定は、弊社の製品(以下「本製品」といいます)に関する保証責任の取扱いについて定めるものとします。
2. お客様が本製品の取扱いを開始した時点で、お客様は本規定に同意して頂いたものとします。お客様と弊社との間で本規定の効力が有効に生ずるものとします。

第2条(保証対象および保証期間)
保証は、お客様が本製品を購入された日から1年以内(以下「保証期間」といいます)に本製品について以下の各号のいずれかに該当した場合(以下「不具合」といいます)、次条に定める保証責任を負うものとします。
①本製品の外形または内部に本製品の用途または機能を損なう変質または変形が発生した場合
②本製品が製品仕様書に定められた性能を発揮しない場合

第3条(保証内容)
1. 弊社は、本製品の不良が生じた場合(以下「不具合」といいます)、自らの裁量によって修理による修理または代替品の提供のいずれかの措置を講じるものとします。
2. 弊社が前項の措置を講じた場合、当該措置がなされた本製品の保証期間は、当初の不具合に関する保証期間と同一とします。
3. 弊社が第1項に基づきお客様に対して本製品の代替品の提供を行った場合、弊社において回収致しました本製品の所有権は、弊社に帰属するものとします。
4. 弊社は、第1項の代替品の提供に関して、製造中止等の諸事情により同一製品を提供できない場合には、自らの裁量により本製品と同等以上の性能を有する製品を提供できるものとします。
5. 以下の各号の部分は、保証の対象外とします。
①消耗品 モーター 電池 ローコンム パッキン オリング ケンセン基板等
②配送中における本製品の保護を目的とした梱包材料 製品梱包袋 ビニール袋(緩衝材等)

第4条(免責事項)
1. 弊社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、不良に関して前条に定める保証責任を負わないものとします。
①お客様の輸送・運搬中に発生した衝撃・落下等の外的要因により不良が発生した場合
②本製品の製品仕様書・取扱説明書・取り扱い上の注意等に違反することにより不良が発生した場合
③本製品が設置または接続された機器・機器・車両・船舶・建造物ソフトウェア等による外的要因に起因して不良が発生した場合
④お客様または第三者が事前に弊社の承諾を得ることなく本製品の分解・改造・修繕・付属品取付等を行ったことにより不良が発生した場合
⑤お客様または第三者の故意または過失により不良が発生した場合
⑥お客様の取付位置・取付方法が本規定に違反した場合
⑦お客様が第5条第3項の禁止事項に違反した結果、不良が発生した場合
⑧火災・地震・台風・落雷等の天災地変または公害・塩害・静電気・停電・異常電圧等の外的要因に起因して不良が発生した場合
⑨本製品の取付時点における科学的または技術的に知られる見解によれば、弊社が不良を予測することができない場合
⑩通常使用に基づき本製品の自然消耗または経年劣化により不良が発生した場合
⑪保証期間の満了後に不良が発生し、お客様において当該不良が保証期間内に発生したことを証明することができない場合
⑫弊社が、本書の指示がない場合
⑬弊社は、第3条第1項の措置の有無を問わず、不良に起因してお客様に生じた通常損害、特別損害、機会損失、逸失利益、事故損害、当社製品以外の製品、本製品と通信回線等により接続されているか否かを問わず(「せん」)に関する損害、損失、不具合、データ損失および不良を修繕するための費用(人件費、工事費、交通費、運送費等)を、これらに限定して、一切の責任を負わないものとします。

3. お客様が使用するシステム、機器・装置等への本製品の適合性はお客様自身で確認したくものし、弊社はこれらと本製品の適合性について一切の責任を負わないものとします。

第5条(ソフトウェアの取扱い)
1. 本製品に弊社が著作権者であるソフトウェア(以下「ソフトウェア」といいます)が内蔵されている場合、弊社は、お客様に対して本ソフトウェアを「ランタイム」で使用することを認める使用権を許諾するものとします。
2. 弊社は、本ソフトウェアの機能を向上させるべく、自らの裁量により本ソフトウェアを「ランタイム」で更新することができるものとします。弊社は、本ソフトウェアの「ランタイム」に起因してお客様に生じた通常損害、特別損害、機会損失、逸失利益、事故損害、当社製品以外の製品(本製品と通信回線等により接続されているか否かを問わず(「せん」)に関する損害、損失、不具合、データ損失および不良を修繕するための費用(人件費、工事費、交通費、運送費等)を、これらに限定して、一切の責任を負わないものとします。

3. お客様は、事前に弊社の承諾を得ることなく、以下の各号の行為を行うことはできないものとします。
①本ソフトウェアを複製すること
②本ソフトウェアの改造・結合・リバースエンジニアリング・逆コンパイル・逆アセンブル等を行うこと
③本ソフトウェアを第三者に対して再使用許諾・貸与・レンタル・転売すること
④本ソフトウェアを第三者に送信可能な状態でネットワーク上に蓄積すること
⑤本ソフトウェアに付されている著作権表示およびその他の権利表示を除去すること

第6条(その他)
1. 本製品に関する製品仕様書・取扱説明書・カタログ等の記載内容は、事前に予告なしに変更する場合があります。
2. 本製品に関する弊社の責任は、本規定をもって全てとし、弊社はこれ以外に一切の責任を負わないものとします。
3. 本保証書は、日本国内においてのみ有効に生ずるものとし、お客様または第三者が本製品を海外へ輸出される場合、本規定の適用は除外されるものとします。本製品に関する全ての責任は、輸出先に帰属するものとします。
4. 弊社は、お客様による紛失・損害等の事由を問わず、お客様に対して本書の再発行を行わないものとします。
5. 本規定は、本規定に明示した条件に基づき保証を約束するもので、従って、本規定によって弊社およびこれ以外の事業者に対するお客様の法律上の権利を制限するものではありません。

第7条(準拠法および管轄裁判所)
本規定は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。本規定の履行および解釈に関して紛争が生じたときは、大阪地方裁判所を第一審の専断的合意管轄裁判所とするものとします。 以上

株式会社パトライト

(注)「定」は仕様書に記載または、改造のため予告なく変更することがあります。
「パトライト」および「PATLITE」は、株式会社パトライトの日本及び各国の登録商標または商標です。

世界中に「定」の取扱い・販売・取付可能な製品があります。
株式会社パトライト www.patlite.co.jp J2F

(受付)月～金 9:00～17:00
土・日・祭日・年末年始休業
●技術・修理相談窓口 ☎095-0120-497-090
※ご注文・価格・納期等は、販売店または各営業所までお問い合わせください。

<ご注意> 本製品保証規定は、2014年6月1日より適用されます。万一、お客様がお買い上げいただいた製品に弊社の旧製品保証規定が記載された取扱説明書が同時付されていた場合であっても、本規定の効力のみが適用されますので、ご了承下さい。